

官報

号外

昭和六十一年十月二十三日

○第一百七回 衆議院會議録 第八号

昭和六十一年十月二十三日(木曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(原健三郎君) これより會議を開きます。

○谷垣禎一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長(報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(報告を求めます。内閣委員長石川要三君。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

「本号末尾に掲載」

「石川要三君登壇」

○石川要三君 ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果

を御報告申し上げます。

本案は、本年八月一日に行われた人事院の国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申し出にかんがみ、年金たる補償に係る平均給与額について、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を設定するとともに、通勤災害について、保護の対象となる通勤の範囲を人事院規則で具体的に定め、また、監獄等に収容されている者には、休業補償を支給しないこととする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、九月十七日本委員会に付託され、十月九日玉置総務庁長官から提案理由の説明を聴取し、同月二十一日質疑に入り、平均給与額に最低、最高の限度額を設ける理由、民間企業における法定外給付の実情並びに公務員との比較、通勤災害の保護の対象となる通勤の範囲等、広範多岐にわたる質疑応答が行われましたが、その詳細につきましては會議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、本二十三日質疑を終了し、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(原健三郎君) この際、内閣提出、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣斎藤十朗君。

「國務大臣斎藤十朗君登壇」

○國務大臣(斎藤十朗君) 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

国立病院・療養所は、昭和二十年の発足以来、国民医療の確保に大きな役割を果たしてきたところであり、近年、疾病構造の変化、医学医療の進歩等により医療内容はますます高度化、多様化してきております。また、この間、他の公私医療機関の整備が年々進められ、マクロ的に見れば、我が国の医療機関の量的な確保はほぼ達成されつつあると言えます。

このような情勢の変化を踏まえ、適切かつ効率的な医療供給体制の確立が喫緊の課題となっておりますが、国立病院・療養所については、今後他の公私医療機関と連携しつつ国立医療機関にふさわしい役割を積極的に果たしていくために、昭和六十一年度を初年度として今後おおむね十年を目途に、相当数の施設の移譲または統合を行うなど再編成を進めていくこととしております。このため、資産の譲渡等に関する措置を内容とする国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案を第百四回国会に提出したのであります。が、継続審議となった後、第百五回国会において衆議院の解散に伴い廃案となり、成立を見るに至らなかったものであります。

しかしながら、再編成の円滑な実施を図るとともに、再編成に伴う地域医療の確保に資するため、ここに再度この法律案を提案し、御審議を願うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、国立病院等の移譲に係る資産の譲渡の特例についてであります。国は、公的医療機関の開設等が国立病院等の移譲を受け、医療機関を経営しようとするときは、当該国立病院等の資産

昭和六十一年十月二十三日 衆議院會議録第八号

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案の趣旨説明に対する田口健二君の質疑

一一〇

を、地方公共団体に対しては無償で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその七割を減額した価額で譲渡することができることとしております。

第二は、その他の資産の譲渡の特例についてであります。国は、公的医療機関の開設者等が国立病院等の資産の譲渡を受け、引き続きその者の開設する医療機関の用に供しようとするときは、当該資産を、地方公共団体に対しては時価からその五割を減額した価額で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその三割五分を減額した価額で譲渡することができることとしております。

第三に、国の補助についてであります。移譲を受けて医療機関を開設する公的医療機関の開設者等に対し、国は当該医療機関の運営に要する費用を補助することができることとしております。

以上のほか、国立病院等の資産の譲渡を受けて開設される医療機関の運営が円滑に行われるように医師を派遣する等の必要な配慮を行うことなどを規定しております。

なお、この法律の施行期日につきましては、公布の日としております。

以上が国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。田口健二君。

〔田口健二君登壇〕

○田口健二君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま提案されました国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

私の出身地長崎県は、御承知のように離島の数が七十五と日本一多く、また、離島における医療

の現状は、医師の数一つをとってみても全国平均の半分という水準であり、それだけに医療に対する関心もまた最も強いところであります。このため、統廃合や経営移譲の対象となる施設が公表され、その中に長崎、対馬などが含まれていることを知ると各地に国立病院を守る会が誕生し、自治体はもろもろのこと、青年団、婦人会、商工会、農協、漁協などを初めとして、まさに島ぐるみ、地域ぐるみの運動の盛り上がりが見えてくるわけでありました。

そもそも、国立病院・療養所の経営移譲または統廃合はなぜ今必要なのでしょう。中曽根総理は、去る四月十八日、竹村泰子議員に答えて、我が国の医療供給体制が量的な面でもかなりの水準に達したと指摘しています。これが有力な根拠だというなら、離島や僻地を初め過疎地の国立病院・療養所は、量的水準の未達成を理由にむしろ拡充強化を図るべきではないでしょうか。まず総理にお尋ねをしたいと思います。(拍手) 一体政府は、国立病院・療養所一つ一つについて統廃合やむなしと判断する量的水準はどの程度と考えているのでしょうか。この際、総理にはっきり示していただきたいと思います。

次に、医療施設の不足する地域であって仮に経営移譲をせざるを得ないときには、満足なレベルに到達するまでの間、国は財政的な責任をとり続けるべきではないでしょうか。なぜならば、病院または診療所が不足している地域については、医療法第五条の二によって、国及び地方公共団体が「計画的に病院又は診療所を整備するように努めなければならない」とあるからであります。

厚生省の方針によれば、基本的、一般的な医療しか担えない施設は、真先に統廃合ないし経営移譲の対象となってしまうのであります。しかし、このような病院こそ、一般市民の生活の中に溶け込んだいわゆる中堅的な地域医療の機能を果たしており、むしろ地域中核病院のモデルとして国が拡充すべきであると思いますが、いかがで

しょうか。特に、医療過疎地の需要にこたえている病院については、高度あるいは特殊な医療を担えないからといって廃止してしまうことは、過疎地住民に対する差別であり、絶対許すことのできない人権侵害であると言わなければなりません。(拍手)

そこで、厚生大臣にお尋ねいたします。あなたは一般的な地域医療については国立以外の医療機関にゆだねると言っておられますが、一体だれにどのようにそれをゆだねるのか、また本当にゆだねることが可能か、具体的に示していただきたいのであります。そもそも、現行の医療法などのもとでは、医療機関の設置者にとり合うべき医療の範囲が定められているわけではありませんが、したがって、厚生省が勝手にゆだねると宣言して見ても、それは地域医療もそれだけ衰退するだけのことであり、したがってまた、地域の生活水準がそれだけ低くなるだけではないでしょうか。

なお、医療施設の連携が繰り返し強調されているにもかかわらず、国立病院・療養所から見た地域での相互連携に関する方針が何も示されず、政府はどのような連携の仕方をモデルにしようとしているのか不明なままになっているのはまことに遺憾であります。

ところで、国立病院・療養所を設置する目的は厚生省設置法第八条に定められており、ここから読み取れるのは、国立病院・療養所に共通する使命は「医療の向上に寄与すること」すなわちモデル的な医療の拠点となることでありましょう。厚生大臣は、このような役割を持つ国民共有の財産を維持管理すべき職責にあり、したがって、国立病院・療養所を全体として拡充強化をするための中長期的な計画を持つことこそ本務だと言わなければならないでしょうか。しかるに、政府の政策を振り返ってみますと、特段の計画、特別な法律を用意したのは、一九五二年に六十施設の経営移譲を計画化したとき、そして今回の二回しか見当た

らず、拡充整備のための計画や立法はただの一度もなかったのであります。

さて、高度、特殊、専門的な医療や過疎地の一般的な医療について共通して言えることは、採算に合わないという点でありましょう。これについて、厚生省の基本方針は次のように指摘しています。本来採算に乘らない分野を明確化し、これについては一般会計からの繰り入れで賄い、その他の経費については診療収入等で賄う。厚生大臣、ここで示された原則に従って、採算に合わない分野とはどの範囲の医療を言うのか、これまで検討された結果を示していただきたいと思います。

もともと、交通不便なところで採算に合わない医療を引き受けてきた国立病院・療養所をお譲りしますと言ってみても、引き受けましょうということにはならないと思います。この一月に経営移譲対象施設三十四カ所を発表しても、今日に至るまで、申し出のあったのは医療法人がただ一つというのが実情であります。名のりを上げた自治体一つもないという理由として、昨年六月に早々と自治大臣が全国に通知を出し、引き受けることについては慎重になれと指導していることが考えられます。確かに、今日自治体には赤字覚悟で新たな病院経営を引き受けるほどのゆとりはありません。しかし、医療法の原則に基づき、量的水準の低い地域にあつては自治体もまたその責任を果たさなければならぬ以上、自治省のこのような消極的な姿勢は間違っていると思いますが、いかがでしょうか。自治大臣は、むしろ引き受けるためにはどのような条件、どのような方法でなければならないかを検討し、これを厚生省に示して協議すべきと考えますが、いかがでしょうか。

② 不採算医療といえ、象徴的な存在と言える養護学校を併設する国立病院・療養所のうち四十施設が統廃合の対象となり、また四施設が経営移譲対象となっていることは深刻な問題であります。養護学校の存廃が病院側の事情で一方的に決

められてしまふというのはいかにも不都合と考えますが、文部大臣、あなたはどうかしてこのような計画に賛成をされたのですか。そこに学んでいる児童生徒の立場を思えば、不採算医療のシンボルとしてぜひとも存続をさせるべきではないでしょうか。また、やむを得ず統合する場合にも、児童生徒を必ず居住地の学校で受け入れるようにすべきだと考えますが、文部省の方針を承りたいと思います。

ところで、一九五二年に政府は、国立病院六十施設を経営移譲する方針を立て、特別措置法を制定しましたが、一九五三年までにわずか十施設を移譲したにすぎず、その後今日に至るまで、法律はあれど執行されずという状況が続いておるのであります。問題は、このときの移譲対象には一般の法人は含まれず、公的医療機関の設置者に限られました。これは、著しく公共性の高い病院として引き続き安定的に運営をされるための条件としては当然であつたと思ふのであります。今回の法案がこの点を踏襲しなかつたのはどういふわけでありましょうか。かつての政府はこの程度の慎重と節度を持っていたのに比べますと、買手がつけばどこでもよいという今日の中曽根内閣の現在の姿勢は、国鉄の所有地とともに、国民的な財産の切り売り内閣と批判されてもけだし当然だと言わなければなりません。

要するに、たとえ経営移譲する場合であつても、将来恒久的に病院として機能する保証が必要なのであります。政府の方針では、十五年間は病院として経営することを条件にするということを書いておるようでありますが、十五年たつてしまえばどうなつても仕方がないというやり方は、国民から預かつた財産の処分としては到底許すことができないのであります。経営移譲をして、将来恒久的に病院として機能する保証が必要だと思ひますが、いかがでしょうか。一般には、民間移譲になれば差額ベッド料、世話料など入院患者の負担増が心配されておりますが、厚生大臣

はこの点をどのように考えておられるのでしょうか。

また、医療労働者の側から言えば、移譲対象となる施設だけで四千人余りとも言われる職員的身分、勤務条件、給与等がどうなるのかと大変に不安を持っております。したがって、移譲後の勤務先については、労働者一人一人の意向を尊重する旨の約束を今の場でしていただきたいと思ふのであります。

以上のように、問題だらけのこの政府案に反対している市町村議会は全国で約三千、九割にも上つていふと言われております。その旨の意見書が厚生大臣に届けられておるわけでありまして。一体政府は、これら自治体及びその住民の意向をどのようにしんじやくしたのか、納得のいく御答弁をいただきたいと思ひます。(拍手)

厚生省設置法第四条によれば、厚生省というところは「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図る」ために設置されているのであります。事もあるに、厚生省みずからこれに違反して、明らかに地域の医療水準を引き下げる挙に出たことは、言語道断であるばかりか、連環、不法であり、このようなことなら厚生省の存在価値は一体どこにあるのか、疑わざるを得ないのであります。(拍手)

以上、私は、本法案は医療供給の格差を増大させ、国民の貴重な財産を切り売りし、医療水準の低下を招く悪法であり、即時全面撤回を求めるものであります。これをもって私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣中曽根康弘君登壇)

○内閣総理大臣(中曽根康弘君) 田口議員にお答えをいたします。

まず、再編成の目的いかんということでございます。今回の再編成は、国立病院・療養所が国立医療機関にふさわしい役割を果たせるよう質的機能強化を図るためのものであります。離島、僻地等の医療の確保については国としても十分配慮す

べきであり、地方自治体等と一緒に努力してまいりたいと思っております。目標数につきましては別に決めておるわけではございません。機能中心によつて適正配置を行つていく、そういう考えに立っております。

次に、医療供給体制の量的水準の問題でございますが、我が国の病院、病床は、マクロ的には欧米諸国に匹敵する水準に既に達しており、今後は質的強化及び医療機関相互の機能分担と連携を図っていくことが重要な課題であり、今回の再編成はそのような観点に立つものでございます。

次に、僻地地帯の財政援助の問題でございますが、医療過疎地域における医療機関の整備及び運営については、従来から所要の助成、政策融資等地域の実情に応じた措置を講じているところでございしますが、今後とも対策の充実に努めてまいりたいと思ひます。

地方自治体の反対でございますが、国立病院・療養所の再編成は、今から実施していかなければならない大きな課題であると考えております。計画の実施に当たっては、地元関係者と十分協議して、理解と御協力を得ながら円滑に進めてまいり所存でございます。

再編成計画を撤回せよという御議論でございますが、撤回する考え方はございません。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

(国務大臣斎藤十朗君登壇)

○国務大臣(斎藤十朗君) まず、国立病院をモデル的な地域中核病院とすべきではないかとお尋ねでございますが、国立病院・療養所は、より広い範囲、広域な範囲を対象とした高度または専門医療等国立医療機関にふさわしい機能を担ひ、地域における一般的な医療は、基本的に他の医療機関にゆだねることが適当であると考えております。また、医療機関相互の連携のあり方については、このような基本的な考え方に立つて行ふべきものであると考えております。

ですが、国、地方公共団体その他の医療機関の相互理解と協力によつて進められるべきものと考えしております。

中長期的計画の策定につきましては、今回の再編成計画は、これまでの国立病院・療養所の機能を根本的に見直し、今後国立医療機関にふさわしい役割を積極的に果たしていくため、まさに中長期的視点に立つて質的強化を図ることを目的としたしておるものでございます。

不採算部門の明確化につきましては、国立病院・療養所の運営に当たつて本来採算に乘らない分野については、御指摘のとおり一般会計からの繰り入れで賄ひ、その他の経費については診療収入等によつて賄ふことが基本の原則でございます。今後経費の負担区分の明確化を図るべく検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、昭和二十七年の特別措置法との比較についてでございますが、今回提案している法案におきまして、移譲先としては、公的医療機関のほか、後医療の確保を図る見地から、安定的に運営できる基盤を有する公的性格の強い法人に限定する考えでございます。

移譲後医療機関として使用すべき期間を少なくとも十五年間とすることにつきましては、国有財産に関する一般的な取り扱いなどに照らして妥当なものであると考えております。

また、差額ベッド料、お世話料など保険外負担の問題につきましては、従来からその負担を適正な範囲のものとする等指導、是正に努めており、今後ともその徹底を図つてまいります。

最後に、再編成に伴う職員の勤務先についてでございますが、できるだけ得る限り職員の希望を尊重いたしてまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣葉梨信行君登壇)

○国務大臣(葉梨信行君) 国立病院・療養所の統合に對します自治省の対応についてお答え申し上げます。

昭和六十一年十月二十三日 衆議院會議録第八号

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案の趣旨説明に対する田口健二君の質疑 朗読を省略した議長の報告 一二二

国立病院等の再編成の実施に当たりましては、厚生省におきまして地元と十分協議し、統廃合後の地域医療の確保等に十分配慮するものとされておるところでございます。再編成に伴う移譲の相手方の一つといたしまして地方公共団体も挙げられておりますが、該当する地方公共団体におきましては、公立病院を取り巻く厳しい経営環境、地方財政の厳しい現状等にかんがみ、経営移譲の問題につきましましては慎重に対処することが必要であるかと考えているところでございます。

次に、移譲の際の条件等についてお答えします。国立病院等を地方公共団体に移譲する際の条件、方法等につきましては、国立病院・療養所再編成問題等懇談会の意見書の趣旨が実現されるよう厚生省と十分協議をしてまいりたいと存じているところでございます。(拍手)

〔国務大臣塩川正十郎君登壇〕
○国務大臣(塩川正十郎君) 統廃合の対象となります療養所に併設されております養護学校、この児童生徒の問題は重要でございます。この点につきましましては、生徒の教育に支障がないように教育委員会並びに養護学校当局と病院あるいは療養所との間で鋭意協議をしておる次第でございます。なお、この問題につきましても文部省としては重大な関心を持ち、積極的な話し合いを進められるようにいたしておるところでございます。

なお、療養所等が万一統合されるというような事態になったといたします場合には、この児童たちは長期にわたって療養しなければならぬものでございますので、その点についての配慮も十分いたさなければならぬということで、教育委員会並びに養護学校等に指示をいたしておるところでございます。協議を続けましていく予定でございます。(拍手)
○議長(原健三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時三十五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
文部大臣 塩川正十郎君
厚生大臣 斎藤 十朗君
自治大臣 葉梨 信行君
国務大臣 玉置 和郎君

出席政府委員

厚生大臣官房審議官 川崎 幸雄君

○朗読を省略した議長報告

(理事補欠選任)

一、去る二十一日、常任委員において、次のとおり理事を補欠選任した。
地方行政委員会

理事 岡島 正之君(理事中山利生君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

理事 渡海紀三朗君(理事古屋亨君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

理事 草野 威君(理事宮地正介君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

理事 水谷 弘君(理事武田一夫君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

農林水産委員会
理事 草川 昭三君(理事員沼次郎君去る九月十一日委員辞任につきその補欠)

理事 木内 良明君(理事山田英介君去る九月十一日委員辞任につきその補欠)

一、昨二十二日、通信委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員会

理事 五十嵐広三君
補欠 細谷 治嘉君

法務委員会
理事 小澤 克介君
補欠 上坂 昇君

社会労働委員会
理事 坂上 富男君
補欠 坂上 富男君

農林水産委員会
理事 北村 直人君
補欠 北村 直人君

農林水産委員会
理事 串原 義直君
補欠 串原 義直君

農林水産委員会
理事 安井 吉典君
補欠 安井 吉典君

農林水産委員会
理事 上原 康助君
補欠 上原 康助君

農林水産委員会
理事 新盛 辰雄君
補欠 新盛 辰雄君

農林水産委員会
理事 上坂 昇君
補欠 上坂 昇君

農林水産委員会
理事 工藤 晃君
補欠 工藤 晃君

農林水産委員会
理事 第一君
補欠 第一君

農林水産委員会
理事 五十嵐広三君
補欠 五十嵐広三君

議院運営委員会
理事 山下八洲夫君
補欠 佐藤 敬治君

文教委員会
理事 佐藤 敬治君
補欠 山下八洲夫君

通信委員会
理事 渡海紀三朗君
補欠 渡海紀三朗君

通信委員会
理事 園田 博之君
補欠 園田 博之君

通信委員会
理事 園田 博之君
補欠 園田 博之君

通信委員会
理事 渡海紀三朗君
補欠 渡海紀三朗君

通信委員会
理事 園田 博之君
補欠 園田 博之君

通信委員会
理事 渡海紀三朗君
補欠 渡海紀三朗君

通信委員会
理事 園田 博之君
補欠 園田 博之君

通信委員会
理事 渡海紀三朗君
補欠 渡海紀三朗君

通信委員会
理事 園田 博之君
補欠 園田 博之君

通信委員会
理事 渡海紀三朗君
補欠 渡海紀三朗君

通信委員会
理事 園田 博之君
補欠 園田 博之君

昭和六十一年十月二十三日 衆議院會議録第八号 朗読を省略した議長の報告

前田 武志君 古賀 正浩君
村上誠一郎君 栗屋 敏信君
持永 和見君 小川 元君
小林 恒人君 吉原 米治君
栗屋 敏信君 金子 一義君
江口 一雄君 杉浦 正健君
遠藤 武彦君 渡海紀三朗君
小川 元君 二田 孝治君
古賀 正浩君 大野 功統君
大野 功統君 中島 衛君
金子 一義君 白井日出男君
北村 直人君 小沢 辰男君
佐藤 敬夫君 若林 正俊君
杉浦 正健君 桜井 新君
渡海紀三朗君 亀井 静香君
虎島 和夫君 久間 章生君
鳩山由紀夫君 鈴木 宗男君
二田 孝治君 古賀 誠君
町村 信孝君 中村正三郎君
吉原 米治君 小林 恒人君
東中 光雄君 工藤 晃君

一、昨二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
安全保障特別委員

辞任 補欠
東中 光雄君 中路 雅弘君
中路 雅弘君 東中 光雄君

日本国有鉄道改革に関する特別委員

辞任 補欠
中村正三郎君 町村 信孝君
小沢 辰男君 北村 直人君
亀井 静香君 尾形 智矩君
古賀 誠君 小川 元君
桜井 新君 佐藤 静雄君
中島 衛君 高橋 一郎君
長谷川 峻君 中山 成彬君
原田 憲君 松田 岩夫君
山村新治郎君 古賀 正浩君

阿部 昭吾君 榑崎弥之助君
中村 正雄君 米沢 隆君
白井日出男君 鴻池 祥肇君
尾形 智矩君 谷津 義男君
北村 直人君 鳩山由紀夫君
古賀 正浩君 笹川 堯君
佐藤 静雄君 武部 勤君
高橋 一郎君 石破 茂君
中山 成彬君 渡海紀三朗君
松田 岩夫君 栗屋 敏信君
栗屋 敏信君 井上 喜一君
石破 茂君 武村 正義君
鴻池 祥肇君 榑崎 良行君
笹川 堯君 村上誠一郎君
武部 勤君 新井 将敬君
鳩山由紀夫君 石渡 照久君
新井 将敬君 桜井 新君
井上 喜一君 原田 憲君
石渡 照久君 小沢 辰男君
小川 元君 古賀 誠君
武村 正義君 中島 衛君
渡海紀三朗君 長谷川 峻君
榑崎 良行君 白井日出男君
町村 信孝君 中村正三郎君
村上誠一郎君 山村新治郎君
谷津 義男君 亀井 静香君
榑崎弥之助君 阿部 昭吾君
米沢 隆君 中村 正雄君

(議案提出)
一、昨二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
臨時行政改革推進審議会設置法案
(議案付託)
一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号) 内閣委員会 付託
一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次の

とおりである。
地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出第一四号) 内閣委員会 付託
(調査要求承認)
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十一日いづれもこれを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、地方自治に関する事項
二、地方財政に関する事項
三、警察に関する事項
四、消防に関する事項
二、調査の目的
地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和六十一年十月二十一日
衆議院議長 原 健三郎殿
地方行政委員長 石橋 一弥

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和六十一年十月二十一日
衆議院議長 原 健三郎殿
農林水産委員長 玉沢徳一郎
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、歳入歳出の実況に関する事項
二、国有財産の増減及び現況に関する事項
三、政府関係機関の経理に関する事項
四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
五、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項
二、調査の目的
決算の適正を期するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和六十一年十月二十一日
衆議院議長 原 健三郎殿
決算委員長 堀之内久男
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十一日いづれもこれを承認した。

昭和六十一年十月二十三日 衆議院会議録第八号

朗読を省略した議長の報告 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

一二四

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、裁判所の司法行政に関する事項
- 二、法務行政及び検察行政に関する事項
- 三、国内治安及び人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和六十一年十月二十二日

衆議院議長 原 健三郎殿 法務委員長 大塚 雄司

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、通信行政に関する事項
- 二、郵政事業に関する事項
- 三、郵政監察に関する事項
- 四、電気通信に関する事項
- 五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和六十一年十月二十二日

衆議院議長 原 健三郎殿 通信委員長 深谷 隆司

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和六十一年九月十七日
内閣総理大臣 中曾根康弘

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項ただし書中「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為を、日常生活上必要な行為であつて人事院規則で定めるものに、」を「行なう」を「行う」に改める。

第四条第三項第二号中「六週間前」を「六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十週間)前」に、「六週間以内」を「八週間以内」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金」という。)の額の算定の基礎として用いる平均給与額(以下この条において「年金平均給与額」という。)については、前条に定めるもののほか、この条に定めるところによる。

2 年金たる補償を支給すべき場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を年金平均給与額とする。

一 前条の規定により平均給与額として計算した額が、人事院規則で定める年齢階層(以下この項において単に「年齢階層」という。)ごとに年金平均給与額の最低限度額として人事院が定める額のうち、当該年金たる補償を受けべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。)の四月一日(以下この項において「基準日」という。)における年齢(遺族補償年金を支給すべき場合にあつては、当該

支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢。次号において同じ。)の属する年齢階層に係る額に満たないとき。当該年齢階層に係る額

二 前条の規定により平均給与額として計算した額が、年齢階層ごとに年金平均給与額の最高限度額として人事院が定める額のうち、当該年金たる補償を受けべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超えるとき。当該年齢階層に係る額

3 前項各号の人事院が定める額は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第八条の二第二項各号の労働大臣が定める額を考慮して定めるものとする。

第七条第二項ただし書中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金」という。）」を「年金たる補償」と改める。

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合(人事院規則で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償の支給は、行わない。

一 監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

二 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

第二十三条中「(昭和二十二年法律第五十号)」を削る。

附則に次の二項を加える。

24 前項において読み替えて適用する第四条の二の規定により同条第二項第一号又は第二号の人事院が定める額を年金たる補償に係る同条第一項に規定する年金平均給与額として当該年金たる補償の額を算定して支給すべき場合には、附則第二十二項の規定にかかわらず、同項の規定による改定をしないこととして算定した年金たる補償の額により当該年金たる補償を支給する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条第三項第二号の改正規定並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日
二 第一条の二第二項ただし書及び第十二条の改正規定並びに次条の規定 昭和六十一年四月一日

(経過措置)
第二条 この法律による改正後の国家公務員災害補償法(以下「新補償法」という。)第一条の二第二項ただし書の規定は、昭和六十一年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

第三条 新補償法第四條第三項第二号の規定は、この法律の公布の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

第四条 新補償法第四條の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の額の算定について適用する。

第五条 同一の障害(負傷又は疾病により障害の状態にあることを含む。)又は死亡に関し、施行日の前日において年金たる補償を受けける権利を有していた者であつて、施行日以後においても

年金たる補償を受ける権利を有するものに対する施行日以後の期間に係る当該年金たる補償(以下この項において「施行後補償年金」という。)の額の算定については、施行日の前日において受ける権利を有していた当該年金たる補償(以下この項において「施行前補償年金」という。)の額の算定の基礎として用いられた平均給与額(以下この条において「施行前平均給与額」という。)が、新補償法第四條の二第二項第二号の人事院が定める額のうち、施行後補償年金に係る同号に規定する年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合には、同項(新補償法附則第二十三項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該施行前平均給与額を当該施行後補償年金に係る同条第一項に規定する年平均給与額とする。

2 施行前補償年金が遺族補償年金である場合であつて、施行日以後において、当該遺族補償年金を、国家公務員災害補償法(以下「補償法」という。)第十七條の二第二項後段又は第十七條の三第一項後段の規定により次順位者に支給するときは、当該次順位者は、施行日の前日において当該遺族補償年金を受ける権利を有していたものとみなして、前項の規定を適用する。

3 前二項の規定により施行前平均給与額を新補償法第四條の二第一項に規定する年平均給与額として年金たる補償の額を算定して支給すべき場合には、補償法附則第二十二項の規定にかかわらず、同項の規定による改定をしないこととして算定した年金たる補償の額により当該年金たる補償を支給する。

(人事院規則への委任)
第六條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

昭和六十一年十月二十三日 衆議院会議録第八号

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)
第七條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「(昭和六十一年法律第六十七号)を(昭和六十一年法律第 号)に改め、一種類に改正し、」の下に「同一の事由により」を加え、「別表第一第一号又は第二号の政令で定める」を「年金たる補償給付と他の法令による年金たる給付とが支給されるべき場合に同法の年金たる補償給付の額の算定に用いられる」に改め、同条第三項中「よつて」を「による保険給付(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第八十七條によつてなお従前の例によることとされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法による年金たる保険給付を含む。)であつて、」に、「保険給付」を「もの」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
第八條 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「政令」との下に「同法第四條の二第二項及び第三項中「人事院が定める額」とあるのは、総理府令で定める額」とを加える。

理由
人事院の国会及び内閣に対する昭和六十一年八月一日付けの意見の申出に、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する災害補償制度に、年金たる補償に係る平均給与額について年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定する等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和六十一年八月一日付けの「国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申出」に、公務上の災害及び通勤による災害を受けた職員に係る平均給与額の改正等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 年金たる補償に係る平均給与額の改正
(一) 年金たる補償に係る平均給与額について、人事院規則で定める年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定め、被災職員の平均給与額が、当該職員の年齢の属する年齢階層に係る最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、それぞれ当該最低限度額又は最高限度額を当該職員の平均給与額とすること。
なお、最低限度額及び最高限度額は、労働者災害補償保険制度において用いられる額を考慮して人事院が定めることとする。

(二) この改正の施行時において年金たる補償を受ける権利を有している者については、施行時における当該年金たる補償に係る平均給与額が(一)の最高限度額を超える場合には、当該平均給与額を基礎として年金たる補償の額を算定することとし、その超える間、年金たる補償の額の自動改定は行わないこととする。

2 通勤の定義に関する規定の整備
通勤災害について、保護の対象となる通勤の範囲を人事院規則で具体的に定めることとする。

3 収監中の者に対する休業補償の取扱い
監獄等に収容されている者には、休業補償を支給しないこととする。

4 その他
(一) 以上の措置のうち、1は昭和六十二年二月一日から、2及び3は昭和六十二年四月一日から実施すること。
(二) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由
本案は、昭和六十一年八月一日付けの人事院の意見の申出の趣旨に、公務上の災害及び通勤による災害を受けた職員に係る平均給与額の改正等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

昭和六十一年十月二十三日
内閣委員長 石川 要三
衆議院議長 原 健三郎殿
〔別紙〕
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について速やかに検討の上、善処すべきである。

一 災害の予防及び職業病の発生防止のために、なお一層努力するとともに、公務災害の審査及び認定については、現在懸念中のものを含め、その作業を促進して早期処理に努めること。
二 この法律による年金受給者の生活の安定を図るため、社会経済情勢の変化に即応し、年金額の改定が速やかに行いようとするスライド制における要件の改善に努力するとともに、民間企業における業務上の災害等に対する法定外給付の実情に配慮し、公務員に対しても適切な措置を講ずること。

右決議する。

昭和六十一年十月二十三日 衆議院会議録第八号

一二六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五三二(大代)

〒105

一定価一部
一〇円部